

6 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状態。

目的

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

市は、国の緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。
(市対策本部)

(2) 情報収集

(2) - 1 情報収集

市は、国内における新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性や安全性等について、国等を通して情報を収集する。
(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

- ア) 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
(政策推進部、健康福祉部)

イ) 市は、市民から一般相談窓口（コールセンター）等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。（総務部、政策推進部、健康福祉部）

(3) - 2 情報共有

市は、国や県、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再構築に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。（政策推進部、健康福祉部）

(3) - 3 一般相談窓口（コールセンター）等の体制の縮小

市は、一般相談窓口（コールセンター）等の体制を状況に応じて縮小する。（政策推進部、財務部、健康福祉部）

(4) 予防接種

(4) - 1 市内でのまん延防止策

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。（健康福祉部）

(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康福祉部）

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5) - 1 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ引き続き市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。（商工観光部、市民部）

(5) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

○新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国、県と連携し、国内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（健康福祉部）